

令和8年1月
大阪税関

関係各位

大阪税関国際博覧会出張所の廃止に伴う 窓口変更について（お知らせ）

平素より税関行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、大阪税関国際博覧会出張所におきましては、本年1月31日の業務終了をもって廃止となる予定です。

つきましては、廃止後の同出張所で取り扱っていた業務の窓口等についてご案内申し上げます。

（令和8年2月以降のお問い合わせ窓口につきまして）

業務の内容	窓口の名称	
通関関係業務	南港出張所	通関総括第1部門 (連絡先：06-6614-5350)
保税関係業務	〃	保税部門 (連絡先：06-6614-5330)

※1月31日までに大阪税関国際博覧会出張所長から許可・承認を受けた通関貨物等に関するお問い合わせ（修正申告等）は、大阪税関業務部（通関総括第1部門（連絡先：06-6576-3313））までお願いいたします。

※御不明な点がございましたら、1月31日までは、大阪税関国際博覧会出張所（070-7812-0082）までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

また、大阪税関国際博覧会出張所廃止後のNACCS処理については、別紙のとおりとなります。

引き続き、皆様方のご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

大阪税関国際博覧会出張所廃止に伴うNACCS関連業務の取扱いについて

1. 保稅地域コード

保稅地域コードに変更はありません。

2月1日以降は、南港管轄と認識されることとなります。

2. 輸出入申告

(1) 博覽会出張所管轄保稅地域蔵置貨物(博覽会出張所蔵置で他官署あて自由化申告を含む)で1月31日までに申告事項登録(輸出搬入時申告を行い、輸出申告自動起動前のものを含む)を行い、申告未済のものについては、申告官署又は蔵置官署が博覽会出張所(48)とNACCS上登録されていますので、2月1日以降に一度事項登録情報を呼び出し、「申告官署コード」欄を「ブランク」に訂正(博覽会出張所蔵置自由化申告で他官署申告の場合は訂正箇所なし)し、再度送信させる必要があります。

(2) 1月31日までに予備申告を行い、1月31日までに本申告できなかつたものについては、システム処理ができないため、予備申告の取下げを行っていただき、南港出張所通関部門に再申告いただく必要があります。

(3) 1月31日までに輸出申告(積戻し申告を含む)及び輸入申告(引取申告、引取・特例申告を含む)を行ったもののうち、検査等で当日に許可にならなかつたものは、必要な処理について税関からご連絡します。

(4) 1月31日までに輸入許可前引取承認(BP)を受けているが、許可未済の貨物についても、上記(3)と同様、必要な処理について税関からご連絡します。

IBP可能なものは、1月中のIBPをお願いします。

3. 修正申告、更正の請求

1月31日までに博覽会出張所長から許可を受けた輸入貨物に係る2月1日以降の修正申告、更正の請求については、本関通関部門で処理することとなります。

DLI02業務を利用して当初申告データを呼び出すことはできますが、官署、部門等は補完されないため、官署「4A」及び部門を指定する必要があります。

4. 貨物取扱許可等その他の業務

貨物取扱許可申請、見本持出許可申請等、その他の業務処理については、できる限り1月31日までに処理しておいてください。1月31日までに許可申請等がされ、業務仕掛りのまま2月1日となった場合は、南港出張所保稅担当部門(Tel.06-6614-5330)にご相談ください。